

国土交通省規制改革の総点検において対応の可否も含めて検討することとしたもの

別紙2

項目番号	局名	項目名	制度の現状	該当法令	対応方針
B-1	総合政策局	建設業許可要件の緩和（経營業務の管理責任者の実務経験における執行役員などの役職における経験の取扱いについて）	許可の基準として、建設業の許可を受けようとする者が法人である場合には常勤の役員のうち一人が、また、個人である場合には本人又はその支配人のうち一人が、次のいずれかに該当することが必要である旨規定している。①許可を受けようとする建設業に関し5年以上の経營業務の管理責任者としての経験を有していること②国土交通大臣が①に掲げるものと同等以上の能力を有するものと認定した者	建設業法第7条第1号 建設業法第7条第1号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件（昭和47年建設省告示第351号）	建設業の許可要件のうち経営管理責任者の要件については、昨今の商法改正やそれらを踏まえた企業の経営形態の多様化している中で、これに的確に対応するため、現行の企業の経営形態の実態について調査を行うなどにより把握するとともに、経営管理責任者の資格要件である経験年数について、一定の基準に合致する執行役員など経営に実質的に参画する役職における経験も役員としての経験と同等に扱うこと等について検討する。 【平成18年度検討・結論】
B-2	総合政策局	PFI事業の土木施設等新たな分野への拡大	PFI事業としては土木施設を対象とした事業はほとんど実施されていない。	PFI法 公物管理法	PFI事業の実施については、公物管理法が制約となることはないが、土木施設のPFI事業について、土木施設の特性を踏まえつつ、官民のリスク分担のあり方等PFI事業として実施する場合の課題について整理し、PFI事業としての適性等について検討する。 【平成18年度中に検討・結論】
B-3	総合政策局	不動産取引における重要事項説明の項目の整理・合理化	宅地建物取引業者は、宅地建物の購入者等に対して、売買等の契約が成立するまでの間に、取引主任者をして、一定の重要な事項について書面を交付して説明をさせなければならない	宅地建物取引業法第35条第1項 宅地建物取引業法施行令第3条 宅地建物取引業法施行規則第16条～第16条の4の2	不動産取引における重要事項説明については、近年、他法令の改正や社会経済情勢の変化等を受けて説明項目が増加しており、宅地建物取引業者の事務負担が増え、また、消費者にとっても説明項目が多く何が重要であるかがわかりにくいという指摘もあるところである。 重要事項説明については、過去に、規制改革推進3か年計画（改定）（平成14年3月29日閣議決定）において、複雑化している「重要事項説明」に関する優先度を考慮した再整理が検討課題とされたことを受けて、重要事項説明に先立ち、重要事項の全体像の説明に努めること等を通知した（平成15年7月）ところであるが、さらに、最近の取引の実態等も踏まえつつ、消費者保護の観点から必要かつ十分な情報が的確に購入者等に提供されるようにするため、重要事項説明の項目の仕分け・整理及びその制度の合理化について検討を行う。 【平成18年度中に検討・結論】

項目番号	局名	項目名	制度の現状	該当法令	対応方針
B-4	総合政策局	不動産特定共同事業における事前説明方法の見直し	不動産特定共同事業者は、不動産特定共同事業契約が成立するまでの間に、その申込者に対し、不動産特定共同事業契約の内容及びその履行に関する一定の事項について、書面を交付して対面で説明しなければならない。	不動産特定共同事業法第24条第1項	社会資本整備審議会産業分科会不動産部会においては、昨年12月26日中間整理「投資家が安心して参加できる不動産市場の在り方」の中で「現在の不動産特定共同事業の匿名組合契約については、当事者間での契約関係自体が個別であるため、不動産投資に係るリスクリターンを投資家が自ら予め十分に判断した上で契約関係に入ること前提として、直接説明を求めているところである。このような方法は、特に投資家数が多い場合などは業者にとって負担の重い方法であり、仮に直接説明を一律に求めることとした場合、不動産投資市場の今後の発展拡大を妨げることも懸念される。したがって、例えば、公衆縦覧その他の方法によってリスク情報を投資家が把握しうることが担保されれば、当該商品に取引市場がなくとも、投資家や投資助言業においてリスク情報を共有し、一定の客観的評価がなされることが考えられることから、不動産特定共同事業の匿名組合契約についても、一般投資家への影響も考慮しながら、その情報提供のあり方について検討すべきである。」としている。 以上の点を踏まえ、一般投資家への影響を考慮しながらも、不動産特定共同事業の促進という観点から、事前説明における情報提供のあり方について検討を行う。 【平成18年度中に検討・結論】
B-5	総合政策局 観光部門	観光立国推進のため、町家等を活用した宿泊に関する検討	町家や古民家を観光客に対し宿泊サービスに用いるビジネスが生まれつつあるが、このような宿泊サービスを促進するような旅行業者による町家等の宿泊に係る斡旋・仲介はほとんど行われていない。	宅地建物取引業法 建築基準法 旅行業法	町家等を観光客の宿泊の用に供する施設として活用の実態を踏まつつ、活用する場合の課題を整理し、必要に応じその円滑化のための方策について検討を行う。 【平成18年度検討・結論】
B-6	観光部門	第3種旅行業者による募集型企画旅行の取扱い	第3種旅行業者は募集型企画旅行を取り扱うことができない。	旅行業法施行規則第1条の2	第3種旅行業者による着地型のオプションツアーの企画・募集の実施については、創意工夫に満ちた地域の企画旅行商品の流通促進を通じた地域振興を進める観点から、関係者よりなる検討会を設置し、催行地域の限定や代金の精算方法など旅行者保護のための条件設定及びその担保の方法について検討し、平成18年夏までに結論を得る。 【平成18年夏までに検討・結論】

項目番号	局名	項目名	制度の現状	該当法令	対応方針
B-7	観光部門	コンビニエンスストア等を使用して募集型企画旅行商品等を販売する場合の端末機への電話機設置義務の見直し	コンビニエンスストア等の旅行者等の営業所以外の場所を使用して募集型企画旅行契約等の締結を行う場合には、オンラインシステムの端末機に電話機が備え付けられていなければならない。	「コンビニエンスストア等を使用した募集型企画旅行商品等の販売について」(平成9年5月2日運観旅第273号)	コンビニエンスストア等におけるオンラインシステムの端末機への電話機の設置義務付けの代替措置について、旅行者保護の観点から検討し、平成18年6月中に結論を得る。 【平成18年6月中に検討・結論】

項目番号	局名	項目名	制度の現状	該当法令	対応方針
B-8	土地・水資源局	新住宅市街地開発法における民間事業者への処分要件の撤廃	造成宅地等を民間事業者に譲渡するには、一定の要件(住区面積の1/3以内、25戸以上の集団住宅等)を満たす必要がある。	新住宅市街地開発法第23条、同法施行令第4条第1項第3号の2、同法施行規則第16条の2第2項	近年、民間事業者による1回当たりの住宅供給規模は縮小する傾向にあり、25戸以上の住宅建設が要件とされる民間事業者への造成宅地等の譲渡は、一部の事業地区においては困難な状況となっている。こうした状況に鑑み民間事業者を活用した円滑な宅地処分を促進するため、民間事業者への造成宅地等の譲渡条件である住宅建設の戸数規模(25戸以上)を、政令改正により緩和する方向で検討中である。 また、住区面積に対する民間事業者への譲渡制限については、公的主体が基盤整備を行いつつ民間事業者による技術力と営業力を一層活用するため、政令改正により緩和する方向で検討中である。 【平成18年度検討・結論】
B-9	土地・水資源局	新住宅市街地開発法におけるいわゆる「民間卸し」後の建築条件付き宅地分譲の容認	民間事業者が、集団住宅を建設した上で、公正な方法で住宅及びその敷地の譲受人を選定することが必要である。	新住宅市街地開発法第23条 同法施行令第4条第1項第3号の2	近年、エンドユーザーの創意工夫による個性ある注文住宅を建設するニーズが相当程度存在すると考えられるが、現行制度においては民間事業者への造成宅地等の譲渡は、建売住宅を建築する民間事業者に対するものに限られている。多様な住宅ニーズへの対応と造成宅地等の処分促進による良好な住宅市街地の早期形成を促進するため、民間事業者の宅地処分後に注文住宅の建設が可能となるよう政令改正により措置する方向で検討中である。 【平成18年度検討・結論】
B-10	都市・地域整備局 道路局 住宅局	一般道路における道路空間と建築物の立体的利用	立体道路制度の対象となる道路は、都市計画法、道路法及び建築基準法上一定の条件に該当する道路に限定されている。	都市計画法第12条の5 道路法第47条の5 建築基準法第44条第1項第3号	道路空間と建築物の立体的利用の推進については、「規制改革・民間開放の推進に関する第1次答申(追加答申)(平成17年3月23日)」及び「規制改革・民間開放推進3カ年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)」において、平成16年度中に結論を得ることとされ、ペDESTリアンデッキ、自由通路やスカイウォークのような高架の歩行者専用道路等については、一般的な道路が有する避難、空間の確保等の機能は限定的であることから、これを立体道路制度の対象とすることとし、地方公共団体等に対してその旨通知(「立体道路制度の運用について(平成17年4月8日付都市計画課長、路政課長、市街地建築課長通知)」)を行ったところである。 また、中心市街地においては、街区が小さいために周辺も含めた一定規模の街区全体を整備することが求められるケースもある。このような場合には、街区全体の再開発等を行う中で既存道路の機能を確保しつつ、道路の上下空間を立体的に利用することが適当な場合も考えられる。 このため、既存道路の有する様々な機能を低下させることなく、周辺も含めた一定規模の街区全体の環境改善に資するような開発について、具体的な事例や構想を踏まえつつ、占用制度の運用や道路区域の取扱等について改善すべき点がないかどうか継続的に検討を行う。 【継続的に検討】

項目番号	局名	項目名	制度の現状	該当法令	対応方針
B-11	都市・地域整備局	都市公園の占用条件の緩和(都市公園の地下における雨水貯留施設の設置可能化)	都市公園の地下の占用が認められる下水道施設としては、「処理施設及びポンプ施設」が規定されており、「雨水貯留施設」は規定されていない。	都市公園法第7条第7号 都市公園法施行令第12条第2号の2 都市公園法施行規則第6条第2号	雨水貯留施設が高い公共性を有する施設であることに鑑み、立体都市公園以外の都市公園の地下においても下水道施設である雨水貯留施設を設置することができるよう、都市公園法施行規則の改正を検討する。 【平成18年度中に検討・結論】
B-12	都市・地域整備局	都市公園の占用条件の緩和(都市公園における22(33)kV配電用変圧器の占用条件の緩和)	都市公園の地下に都市公園法施行令第12条第2号の2に規定する変電所を設置する場合、地下に設け、変電所頂部と地面との距離は、原則として3メートル以下としないことと規定されている。	都市公園法第7条第7号 都市公園法施行令第12条第2号の2 都市公園法施行令第16条第4号の2	本件22(33)キロボルト配電用変圧器については、高い公共性を有するものと思われるが、地上に設置する必要性やその安全性については慎重な検討が必要であるため、その実態について関係者からヒアリングを行う等により詳細を調査した上で、児童等が利用する機会が多いという都市公園の特性を踏まえて、特に安全確保の観点から支障は生じないか、どのような場合に都市公園の地上を占有することがやむを得ないと認められるか等について検討を進めることとする。 【平成18年度中に検討・結論】
B-13	都市・地域整備局	国営公園内施設共通入館券の導入	都市公園法令上規定されていないが、実態として、公園施設毎に入館券を販売。	都市公園法令上規定されていない。	国営公園をより利用しやすいものとするため、国営公園内施設の共通入館券に対する利用者ニーズの把握を行い、ニーズが高い場合は共通入館券の販売導入を社会実験等として検討する。 【平成18年度中に検討・結論】

項目番号	局名	項目名	制度の現状	該当法令	対応方針
B-14	都市・地域整備局	工業団地造成事業で造成された敷地の譲受人の資格の柔軟化、賃貸の可能化	首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第21条及び第22条（近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第30条及び第31条）において、造成工場敷地は公募により、自ら製造工場等を経営しようとする者に譲渡されることとしている。	首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第21条、22条 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第30条、31条	工業団地造成事業に関し、①製造工場事業者だけでなく、SPC等の資産保有法人に対する譲渡が可能であること、②暫定利用として、造成工場敷地について、施行者自らが製造工場事業者に限らず賃貸を行うことが可能であることを、地方公共団体等に通知した（平成16年3月）。 今回、地方公共団体等に対するニーズ調査を改めて実施したが、上記通知以外の措置を直ちに実施すべきとの具体的な要望は見られなかった。 なお、首都圏及び近畿圏の工業団地に係る処分対象面積のうち未処分面積が全体の約5%（平成16年度末現在）であるため、今後の要望の動向を踏まえ検討する。 【継続的に検討】
B-15	河川局	河川砂利の用途規制等の見直し	河川砂利については、原則として全てコンクリート用骨材として利用することとする用途規制等がある。	河川法第25条 砂利採取法第16条 河川砂利基本対策要綱（事務次官通達）	河川砂利基本対策要綱において原則として全てコンクリート用骨材として利用することと定められている河川砂利の用途規制等の緩和について、その要否も含めて検討する。 【平成18年度中に検討・結論】 地域的な用途のニーズを踏まえ、地域での砂利資源の需要と供給の状況を考慮しつつ、社会実験としての取り組みを検討。
B-16	河川局	都市内河川における植樹帯の導入と基準類の整備	河川区域内に樹木を栽植する場合、河川法第27条等に基づく許可が必要である。	河川法第27条等	植樹のためのスペース（環境植樹帯（仮称））を導入する場合に関して、必要な護岸等の治水機能の確保と併せて、植樹が可能となるための基準類の整備、見直しについて、その要否も含めて検討する。 【平成18年度中に検討・結論】
B-17	河川局	河川敷へのトイレの設置の基準類の整備	河川区域内に工作物を設置する場合、河川法第26条等に基づく許可が必要である。	河川法第26条等	河川区域内に設置する固定式トイレについて、河川法第26条等による許可等に係る基準類の整備について、その要否も含めて検討する。 【平成18年度中に検討・結論】

項目番号	局名	項目名	制度の現状	該当法令	対応方針
B-18	道路局	市町村道における廃道手続の簡素化【不用物件の管理期間の見直し】	市町村長が市町村道を廃止しようとする場合は、あらかじめ当該議会の議決を経なければならない。 市町村道における不用物件管理期間は政令で4月と定められている。	道路法第8条 道路法第10条 道路法第18条 道路法第92条 道路法施行令第38条	道路の路線の廃止、供用廃止又は道路の区域の変更があった場合当該道路を構成していた不用となった敷地、支壁その他の物件については、他の道路に移管される可能性があること、それまでの間の道路機能の連続性の確保、従来の利用者である沿道住民にとって一定期間の機能存続が必要であること、当該土地を更地として返還する場合の準備、所有者等の権利関係の調査を行う必要最小限の期間を確保する必要があることから、一定期間公物管理権の対象として留保することを定めているものである。 しかしながら、「ダム建設に関連して付替道路の効用が従来の道路の効用を十分に補充している場合には、管理期間中に不用物件を水没させることができる」と道路局長回答、道路法第92条第4項では管理期間中に不用物件と新たに道路を構成する敷地と交換することができる規定も存在する。 局部改良等の実施によって不用物件が発生した場合には、必ずしも政令で定める期間の管理を義務づける必要もないこともあり得ると考えられるので、不用物件管理制度の趣旨に反しない場合において、管理期間を短縮することの可能性について検討する。 【平成18年度検討・結論】
B-19	道路局 自動車交通局	駆動軸重の規制緩和（許可限度値の緩和）	軸重の一般的制限値は10トン以下。 フル積載海上コンテナを積載したトレーラをけん引するトラクタのうち、エアサスペンションを装着するものの駆動軸重は、11.5トンまで特殊車両通行許可及び基準緩和の対象。	道路法第47条及び同法第47条の2 道路運送車両法第40条（道路運送車両の保安基準第4条の2）	エアサスペンションを装着した場合の駆動軸重の規制緩和については、橋梁等床版の疲労の影響があるため、海上コンテナの場合と同様、構造物への影響を検証する必要がある。このため、車両をパターン分けするために車両の剛性や軸距などからシミュレーションを行い、その結果を受け、個別の具体的な実車による実験を実施し、実験結果を踏まえ、対象となる車両の構造または積載する貨物が特殊であつてやむを得ないと認められるかどうか等を含めて、緩和の可能性について分析・検討を行っているところ。 今後、緩和の可能性が確認できた車両については、通行条件等について必要な検討・調整を行い緩和措置を講じる予定。 【継続検討】
B-20	道路局	道路占用物件の設置場所の規制緩和【交差点への占用物件の設置】	道路が交差し、接続し、又は屈曲する場所の地上には、占用物件を設けてはならない。ただし、電線及び電柱については、この限りでない。	道路法施行令第10条第2項	交差点における占用は、交差点の状況や設置方法によっては、道路管理上の支障が生じない場合もあり、交差点へ案内標識を設置することにより、歩行者の流れを円滑にする効果が期待できることや、今まで交差点付近において案内標識を複数設置していたものを集約する効果が期待できることから、平成18年度中に交差点への占用を認める方向で検討中である。 【平成18年度検討・結論】

項目番号	局名	項目名	制度の現状	該当法令	対応方針
B-21	住宅局	共同住宅の容積率算定基準の合理化 (エレベーター等に係る容積率不算入について)	共同住宅においては、エレベーターシャフト等については床面積に算入されている。一方、共同住宅における共用の廊下及び階段の用に供する部分については容積率算定の基礎となる床面積に算入されない。	建築基準法第52条	容積率算定基準の合理化のため、容積率規制の趣旨及び経緯をふまえ、エレベーターにおける容積率算入の在り方について、平成17年3月25日に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3カ年計画(改定)」に基づき、検討を開始したところ。 【平成17年度検討開始】
B-22	住宅局	建築物の安全性確保のための制度の総点検等	建築基準法は、国民の生命、健康、財産を保護するため、安全上及び衛生上等の観点から、建築物の用途、規模等に応じて、建築物の構造及び衛生等に関する最低基準を定めている。	建築基準法 建築士法	構造計算書偽装問題に関連し、国民の間に建築物の耐震性に対する不安が広がっている状況を踏まえ、建築物の安全性確保のための制度について総点検を行い、再発防止策を検討する。平成17年12月12日に社会資本制度審議会(建築分科会)へ諮問し、平成18年2月24日、中間報告がとりまとめられた。その中で、①ダブルチェックによる構造計算書等の審査の徹底や、②特定行政庁による立入検査導入など民間機関への指導監督の強化、③危険な建築物の設計者等に対する懲役刑の導入など罰則の強化など、建築基準法・建築士法など関連法制の見直しについて指摘を受けている。今後、同報告を踏まえ、早急に対応が必要なものについては今国会に法案を提出、それ以外のものについても夏ごろまでに方針を取りまとめ、所要の改正を行っていく方針。 また、以上の安全性確保のための規制の見直しに併せ、規制内容について、国として基準を設定する必要があるか否かの観点も含め、逐次、見直し、合理化の検討を行う。 【早急に対応が必要なもの:今国会に法案を提出、それ以外の安全性確保のための制度:夏頃までに方針を取りまとめ所要の制度改正、その他規制の見直し・合理化:逐次検討】
B-23	鉄道局	軌道運賃の割引にかかる認可の見直し	軌道事業については、 ・割引率5割超の営業割引 ・割引率2割超の回数乗車券・プリペイドカード等の割引 を実施する際には、認可を要する。	軌道運賃料金割引等規則第2条	事業者の自主性の確保及び規制コストの軽減を通じて利用者利便の増進を図るため、軌道運賃の割引にかかる認可を事前届出制とすることについて平成18年度中に、事業者や一般からのご意見等も踏まえつつ、法制的検討を行い、その実施方法について検討し、措置する(省令改正)。 (鉄道事業については、鉄道事業法の一部改正(平成12年)により上限認可制とし、各種種割引については割引率に関係なく、事前届出により行うことができることとした。) 【平成18年度中に検討・結論】

項目番号	局名	項目名	制度の現状	該当法令	対応方針
B-24	自動車 交通局	静岡・山梨両県にまたがる「富士山」ナンバーの早期導入	平成16年11月に自動車検査登録事務所等の新設にかかわらず、地域の要望により新たな地域名表示ナンバープレート(いわゆるご当地ナンバー)を導入するための要綱を発表したが、複数の運輸支局、自動車検査登録事務所の管轄に跨る地域名表示は当面認めない方針を決定したところである。	自動車登録規則第13条第1項第1号 新たな地域名表示ナンバープレートの導入について(要綱)	静岡県と山梨県が要綱に認められていない複数の運輸支局、自動車検査登録事務所の管轄にまたがる地域名表示(富士山)を要望していることから、管轄のまたがる地域名が、各種行政事務にどのような支障が生じるか、両県、関係機関等を集めて検討を行い、富士山ナンバー導入の適否について、平成18年度中に結論を得る。 【平成18年度中に検討・結論】
B-25	自動車 交通局	レンタカーにおける貸渡簿への走行キロ数記載規制の廃止	レンタカーの貸渡簿には走行キロを記載しなければならない。	「貸渡人を自動車の使用者として行う家用自動車の貸渡し(レンタカー)の取扱いについて(平成7年6月13日付け自旅第138号通達)	レンタカーにおける貸渡簿への走行キロ数記載規制については、規制を維持する必要性に乏しいため、平成18年度中に、貸渡しの実態の把握はどこまで必要か、事業者の事務負担をどこまで軽減すべきかについて、関係団体と調整を行った上で廃止の方向で検討することとする。 【平成18年度中に検討・結論】
B-26	自動車 交通局	除雪作業車両への臨時運行許可の可能性	臨時運行の許可は、当該自動車の試運転を行う場合、新規登録、新規検査又は当該自動車検査証が有効でない自動車についての継続検査その他の検査を申請するために必要な提示のための回送を行う場合その他特に必要がある場合に限り、あらかじめ運行の期間、目的、経路などを特定した上で特例的に許可している。	道路運送車両法第34条、第35条、第36条	臨時運行許可制度については、継続検査を受けずに臨時運行許可で車両を使用する等の不正使用の恐れが心配されることもあり、極めて限定的に運用してきているところ、一部の自治体で雪害対策という理由で除雪車等に臨時運行許可を行いたいという要望があるため、今後、運行の安全と事故等の際の保障の体制等について検討し、雪害対策にかかる臨時運行許可のガイドラインを策定する。 【平成18年度中に検討・結論】
B-27	自動車 交通局	標準霊柩運送約款の制定	霊柩運送においては、標準運送約款が定められていないため、事業者は運送約款を定めるに当たっては、国土交通大臣の認可を得る必要がある。	貨物自動車運送事業法第10条	事業者における運送約款の申請負担を軽減するため、霊柩運送の実態及び事業者等からの意見を踏まえ、霊柩運送に係る標準運送約款を制定することにつき検討する。 【平成18年中に検討・結論】

項目番号	局名	項目名	制度の現状	該当法令	対応方針
B-28	自動車 交通局	自動車整備事業場に設置 する作業機械等の見直し	自動車分解整備事業場には道路運送車両 法施行規則別表第5で規定された作業機械 等の保有が義務付けられている。	道路運送車両法第80 条第1項第1号 道路運送車両法施行 規則第57条第4号、別 表第5	自動車分解整備事業上に保有が義務付けられている作業機械等について、自動車 技術の進歩等を考慮した適切な基準となるよう、分解整備事業の実態を調査した上 で適切な見直しを行う。 【平成18年中に検討・結論】
B-29	自動車 交通局	車台番号の打刻に係る代 替措置(特殊金属プレート の貼付)の容認	道路運送車両法第32条に規定された職権 打刻の業務は、車台番号や原動機型式の 打刻がない自動車や、使用過程において不 鮮明になった自動車に対し、ハンマーを用い て刻印を打ち付ける方法により実施してい る。	道路運送車両法第32 条	打刻業務の効率化を図るとともに利用者の負担を軽減する観点から、予め打刻して あるステンレスプレートを車台やエンジンへ貼付する方式を採用することを前提に、 ステンレスプレートの管理手法等の具体的な運用方法等について必要な検討を行 う。 【平成18年度中に検討・結論】
B-30	自動車 交通局	二段式ベッド寝台バスの 走行可能化	保安基準に適合しない自動車については走 行することができない。	道路運送車両の保安 基準第23条	2段式ベッド寝台バスの上段ベッドについて、急制動時や急旋回時等の危険性 (ベッドからの乗客の転落可能性)等があり、安全性について検討する必要があるこ とから、平成17年度中に、2段式ベッド寝台バスを模擬した車両の上段ベッドにダ ミーを乗車させ、走行時及び制動時における乗客挙動等についての実証実験を実 施し、この結果を踏まえ、安全性評価を行うこととする。 【平成18年度中に検討】
B-31	自動車 交通局	検査証を有さない外国籍コ ンテナシャーシの国内通行 の可能化	自動車は、自動車登録ファイルに登録を受 け、国土交通大臣の行う検査を受け、有効 な自動車検査証の交付を受けているもの でなければ、運行の用に供してはならない。	道路運送車両法第4 条、第58条	自動車の安全基準は、それぞれの国の道路を安全に走行するための最低要件とし て決められており、一般交通の通行する道路を走行するのであれば、我が国の基 準に適合していることを検査によって確認する必要がある。 このため、トレーラーを自国・相手国において相互に乗り入れるためには、両国間 での相互性を確保しつつ、国際的な協定などにより制度的に担保する必要があるこ とから、その実現可能性について検討するとともに、関係国との会合の場において、 双方の関連する法制度の紹介等からスタートし、情報・意見の交換を行う。 【継続検討】

項目番号	局名	項目名	制度の現状	該当法令	対応方針
B-32	自動車交通局	燃料電池バスに係る基準の策定	現在、燃料電池バスに係る技術基準は存在しない。	道路運送車両の保安基準、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のための必要な事項を定める告示	昨年10月に「燃料電池バス技術検討会」を設置し、燃料電池バスに係る技術基準等について検討を進めることとしており、現在、独立行政法人交通安全環境研究所を中核研究機関として、燃料電池バスの公道走行試験等の実施を通じて、種々の安全性能・環境性能に関するデータを取得しているところ。 【平成18年度中に検討・結論】
B-33	自動車交通局	政府の自動車損害賠償保障事業損害てん補基準（通達）の告示化	ひき逃げや無保険車の事故による交通事故被害者は、強制保険である自賠責保険が適用されないことから、政府の保障事業として、国が直接、当該被害者の損害のてん補を行っている。 現在、損害の具体的な算定にあたっては、自動車交通局長通達「政府の自動車損害賠償保障事業損害てん補基準」に基づき実施している。	自動車損害賠償保障法第72条第1項 自動車損害賠償保障法施行令第20条 「政府の自動車損害賠償保障事業損害てん補基準」	自賠責保険については、保険会社が支払う保険金の適正化の観点から、保険金支払の具体的な損害の算定基準である「支払基準」を告示で定めている。 一方、政府の保障事業は、自賠責保険金の支払範囲と同程度の損害のてん補を行っているが、具体的な算定基準は通達で定められていることから、被害者の利便性等を図るため、自動車交通局長通達「政府の自動車損害賠償保障事業損害てん補基準」を告示として定めるか検討する。 【平成18年度中に検討・結論】
B-34	海事局	船舶の検査期間の延長	船舶は5年毎（一部6年毎）の定期検査とその間に簡易な中間検査を受けることが義務付けられている。	船舶安全法第5条第1項、第10条第1項	小型船舶の検査受検者の手数料負担軽減の観点から、小型船舶の定期的検査の間隔については、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、延長すること（3年から4年）について船舶の安全性を考慮しつつ平成22年末までに検討する。 【平成22年末までに検討・結論】
B-35	海事局	強制水先の必要な船舶の範囲の見直し	強制水先の必要な船舶の範囲については、個々の水域における自然的条件、船舶交通の状況、水先業務の態勢その他の事情を考慮して、水域ごとに設定されている。	水先法第13条	平成17年11月の交通政策審議会答申において、強制水先対象船舶の範囲について、個々の水域ごとにその水域事情を把握し、科学的な実証分析を行った上で、水域の自然条件、船舶交通状況、水先業務態勢等を考慮して判断することが適当であることとされており、現在、各水域の水域事情等について調査を行っているところである。 【継続検討】

項目番号	局名	項目名	制度の現状	該当法令	対応方針
B-36	海事局	わが国外航商船における日本人船員配乗要件の改廃	船舶職員及び小型船舶操縦者法第23条の外国船員に対する承認を行うに当たっては、一～三等航海士、一～三等機関士の7種類につき就業範囲を指定するものとしており、船長又は機関長の職務については指定の対象となっていない。	船舶職員法第23条の2第2項の規定に基づく就業範囲の指定に関する海上技術安全局船員部長通達(海職第284号の2、平成11年6月12日)	日本人船員の配乗要件については、労使より配乗要件の見直しの要望もあるため、必要な見直しを実施していく観点から、問題点の整理等、関係者間で検討を進めているところである。 【継続検討】
B-37	航空局	航空法による高さ制限の緩和	計器着陸装置を利用して行う着陸又は精密進入レーダーを用いてする着陸誘導に従って行う着陸の用に供する着陸帯(羽田空港等)にあつては、進入表面及び円錐表面の勾配を50分の1と規定しており、その進入表面、延長進入表面及び円錐表面に関する具体的な区域が告示により定められている。	航空法第2条、第49条、第56条、第56の3条	平成16年度に羽田空港の制限表面の告示範囲を検証し、平成17年4月に見直しの告示を行った。 また、平成17年度以降2年間で羽田空港以外の残り4空港(伊丹、福岡、宮崎、那覇)について、航空機の運航の安全性等に配慮しつつ、告示範囲の見直しを行うこととしている。 【平成18年度までに検討・結論】
B-38	海上保安庁	船舶等における排出油防除資材基準の適正化	船舶所有者、油保管施設の設置者等は、油が排出された場合に油の防除のための措置が迅速・適確に講ずることができるよう、必要な排出油防除資材(油処理剤、油吸着材等)を備え付けておかなければならない。	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第39条の3 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第33条の2	船舶所有者、油保管施設の設置者等が備え付けておかなければならない排出油防除資材について、近年の技術進歩等の状況を踏まえ、新たな基準の策定について、現在、検討中である。 【継続検討】

項目番号	局名	項目名	制度の現状	該当法令	対応方針
B-39	海上保安庁	浦賀水道航路の航路出入・横断制限区間の見直し	浦賀水道航路においては、航行障害物である第三海堡が存在しているため、省令で定める区間において、航路外から航路に入り、若しくは航路から航路外に出る航行（中央線を横切る場合に限る。）又は航路を横断する航行をしてはならないこととしている。	海上交通安全法第9条 海上交通安全法施行規則第7条	航路付近に航行障害物である第三海堡が存在しているため、浦賀水道航路には、航路出入・横断制限区間が設定されているところ、平成19年に第三海堡の撤去が完了し当該航行障害物を理由とする航路出入・横断制限区間は必要なくなることから、第三海堡撤去工事完了後の当該航路出入・横断制限区間の廃止を検討中である。 【平成19年度中に検討・結論】
B-40	海上保安庁	横須賀港向け船舶の浦賀水道航路航行義務区間の見直し	浦賀水道航路を航行し横須賀港に向かう船舶については、第三海堡に接近しすぎないようにするため、省令で定めるところにより、浦賀水道航路を航行しなければならない区間を設定している。	海上交通安全法第4条 海上交通安全法施行規則第3条、別表第1	航路付近に航行障害物である第三海堡が存在しているため、浦賀水道航路を航行して横須賀港に向かう船舶に対して、航路航行義務区間を長めに設定しているところ、平成19年に第三海堡の撤去が完了し、当該航行障害物を理由とする航路航行義務区間は必要なくなることから、第三海堡撤去工事完了後の当該航路航行義務区間の短縮を検討中である。 【平成19年度中に検討・結論】
B-41	海上保安庁	浦賀水道航路から中ノ瀬航路の航行船における行先信号旗の揚げ換えに係る負担軽減	浦賀水道航路を航行し、同航路から中ノ瀬航路に入る船舶は、省令で定めるところにより、浦賀水道航路に入る際に、浦賀水道航路から中ノ瀬航路に入ることを示す信号旗を揚げ、中ノ瀬航路に入る際に、中ノ瀬航路を航行して向かう行先を示す信号旗に揚げ換えることとなっている。	海上交通安全法第7条 海上交通安全法施行規則第6条、別表第2	現状において、浦賀水道航路を航行し、同航路から中ノ瀬航路に入ろうとする際には、浦賀水道航路に入る際に掲げた「浦賀水道航路を航行し中ノ瀬航路に入ることを示す信号旗」から、「中ノ瀬航路を航行して向かう行先を示す信号旗」に揚げ換えなければならないところ、揚げ換えの必要がなく、負担の少ない方式に改めることを検討中である。 【平成19年度中に検討・結論】